

令和 6 年度 三木市労働報酬審議会 会議録

1 開催日時及び会場

日時 令和 7 年 3 月 2 1 日（金）午後 2 時から

会場 市役所 2 階職員厚生室

2 出席者

審議会 勇上委員長、三村委員、下谷委員、三村（広）委員
永塩委員

事務局 藤原総務部長、田中財政課長、松原財政課係長、前畑財政
課主任

3 会議議題

- (1) 労働報酬下限額の事務局(案)について
- (2) その他

4 会議の公開または、非公開の別 公開

5 傍聴者 0 人

6 発言内容

- (1) 労働報酬下限額の事務局（案）について

事務局説明

令和 6 年度の公契約条例の対象件数は、工事請負が 8 件、業務委託
が 1 2 件、指定管理が 9 件です。

ア 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価に定められる職種については、令和 7 年 3
月から適用する公共工事設計労務単価を基に算出する。また、公共
工事設計労務単価に乗じる割合は 90%とする。

なお、兵庫県の設計労務単価が設定されていない業種（石工、タ
イル工、屋根ふき工及び建具工）については、令和 6 年度の下限額
に、兵庫県における設計労務単価の増減率平均値 1.064 を乗じて得

た単価をもって設定することとする。

公共工事設計労務単価に定めのない見習、手伝い等の労働者や、年金等の受給のため日当たり賃金を調整している人は、50職種に分類せず、業務委託契約に係る労働報酬下限額と同額とする。

イ 業務委託契約に係る労働報酬下限額について

業務委託においては、すべての対象業務委託契約に適用する一つの労働報酬下限額を定める。

算定にあたっては、令和6年度の三木市職員の高卒初任給の月額給料相当額に地域手当を加算し、さらに90%の定率を乗じて、1時間当たりの単価を算出し、兵庫県における設計労務単価の令和6年度からの上昇率を考慮する。その結果、1,111円となることから、令和7年度の労働報酬下限額の提案額は1,120円とする。

なお、令和3年度までの計算方法により、1時間当たりの単価を算出した場合は、1,200円となった。

案	方法	考え方	単価	1時間当たり
1	兵庫県工事設計労務単価の上昇率を考慮	兵庫県における設計労務単価の令和6年度からの上昇率を考慮（従来の算定式により算出した令和6年度の1時間当たりの単価ベース） 平均上昇率 1.064	1,120	$181,383 \text{ 円} \div 20.16 \text{ 日} \div 7.75 \text{ 時間} \times 0.9 \times 1.064 \div 1,111 \text{ 円}$
2	令和3年度までの計算方法による	市職員高卒初任給の月額給料相当額に、地域手当分3%を加算、さらに公共工事設計労務単価に乗じる割合（90%）を乗じる。	1,200	$201,000 \text{ 円} \times 1.03 \div 20.16 \text{ 日} \div 7.75 \text{ 時間} \times 0.9 \div 1,192 \text{ 円}$

ウ 質疑応答等

委員 昨年と同じ基準での算出の考え方で問題ない考える。

委員 経営者の立場で考えると上げられると厳しい。パートタイマーが多い企業はより大変となる。販売価格を上げられるのであればよいが。

委員長 兵庫県の最低賃金より少し上の価格で従来設定している。

委員 年収の問題もあり令和 7 年も最低賃金の増減額は同等程度増額すると考えられる。

委員長 令和 6 年は超えてしまったが、今回の事務局の提案額であれば最低賃金の額を超えることはないと予想される。

委員長 以上より、令和 7 年度三木市における労働報酬下限額は兵庫県設計労務単価の上昇率を考慮し、1, 120 円であろうしいか。

委員全員 異議なし。

委員長 その他特になければ、議事を終了する。